

公市ス第262号
令和3年1月11日

各加盟団体長 様

公益財団法人市原市スポーツ協会
理事長 下原 正規
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応について（通知）

新春の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より、当協会の運営に多大なるご協力を賜り心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、1月7日に緊急事態宣言が発出されました。感染者が急激に増加し、さらなる感染拡大も危惧されており、今後、一層の感染拡大防止に取り組む必要が求められていることから、各加盟団体が主催する大会・行事について、千葉県スポーツ協会より別紙1（千ス協第222号）のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、通知の内容について適切にご対応いただくとともに、関係者並びに関係団体へご周知いただきますよう、ご協力の程、お願い申し上げます。

参考 【別紙1：千ス協第222号 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応について（通知）】

【別紙2：緊急事態宣言中の県立学校における部活動について（通知）及び別紙資料】

問合先 公益財団法人市原市スポーツ協会
〒290-0011 市原市能満1474-1
電話：42-7712



千ス協第222号
令和3年1月8日

加盟団体長 様

公益財団法人千葉県スポーツ協会
理事長 大野 敬三
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応について (通知)

このことについて、1月7日に政府から一都三県に緊急事態宣言が発出されました。

つきましては、緊急事態宣言期間中(1月8日から2月7日)に各加盟団体が主催する大会・行事等について、下記によりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は現時点のものであり、今後、状況に応じて更新されることもありますのでご了承ください。

記

- 1 今回の緊急事態宣言に、全ての大会・行事等中止することは示されておりませんが、各加盟団体の主催する大会や行事については、その規模や競技の特性(身体接触の有無等)、参加者の年齢層、会場の状況、観客の有無等により、開催・中止、また日程や開催方法の変更等をご検討ください。特に子どもや高齢者の参加する事業については、慎重な対応をお願いするとともに、小・中・高校生が参加する事業につきましては、別添の「緊急事態宣言中の県立学校における部活動について(通知)」及び別紙資料に基づき、ご検討をお願いいたします。
- 2 大会や行事を中止・変更する場合は、参加者や関係者に対し、事後の対応を含めて確実な周知をお願いいたします。
- 3 上位大会の予選となる大会については、大会の主催者と対応について協議してください。
- 4 会議や研修会については、資料送付や書面開催、WEB開催などによる実施もご検討ください。
- 5 大会や行事等を開催する場合は、参加者・関係者の安全を第一に、スポーツ庁及び各競技団体、会場となる施設の管理者が策定した感染予防ガイドラインに則り、十分な感染予防策を講じて実施してください。

○添付資料

「緊急事態宣言中の県立学校における部活動について(通知)」及び別紙資料

公益財団法人千葉県スポーツ協会
担当：事務局長 後藤 光康
Tel 043-254-0023



教学指第1199号
教特第723号
教体第715号
令和3年1月6日

各県立学校長 様

教育振興部学習指導課長
教育振興部特別支援教育課長
教育振興部体育課長

緊急事態宣言中の県立学校における部活動について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年12月11日付け通知により、感染症対策の徹底をお願いしているところですが、一部三県に緊急事態宣言が発令される見通しとなったことから、部活動については、別紙「新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中の部活動実施上の留意事項」に沿って活動するよう御指導をお願いします。

なお、今後、県内の感染の状況等によっては、活動停止を含めた対応を検討していくことを申し添えます。

【担当】

教育庁教育振興部
学習指導課 森田
043-223-4057
特別支援教育課 中田
043-223-4045
体育課 鈴木
043-223-4108



新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中の部活動実施上の留意事項

- 活動は、放課後90分以内とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - 休業日（土曜日及び日曜日、祝日等）は活動しない。
 - 朝練習は行わない。
 - 対外試合（公式戦・練習試合等）、合同練習、演奏会等は、行わない。
- ※地域の感染状況等によっては、学校として部活動を中止するなどの判断も可能。

【共通事項】

- 1 部活動開始時に、生徒の健康チェックを教員が必ず行い、体調の変化を確認する。発熱（37℃以上）等の風邪の症状があるなど、体調不良の生徒の参加は認めない。体調不良で練習を休んでいた生徒が復帰する際には、顧問がこれまでの経過を十分に聞き取り、参加させてよいかを判断する。
- 2 更衣場所（更衣室及び部室等）については、複数の部が集中しないよう、時間をずらす、時間を区切るなどの工夫をするとともに、常に換気を行う。利用時は、マスクを着用するとともに、身体的距離を十分確保し、会話はしない。
- 3 飲食時は、身体的距離を確保し、会話はしない。水分補給時等のボトルの共用はしない。
- 4 体育館・柔剣道場・教室等の活動場所が密閉空間とならないよう、2方向以上の窓を同時に開けるなど、常に換気を行う。
- 5 部活動開始前、休憩中、終了後など、手洗いをこまめに行う。
- 6 部活動で使用する用器具や生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・スイッチ等）は、活動前後に消毒する。

【運動系部活動に関する事項】

- 1 各競技の中央団体が作成しているガイドラインを参考にして、身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は行わない。個人練習を中心に基礎体力の向上、個人のスキルアップを目的とした活動を行う。
- 2 運動中以外は、マスクを着用する。

【文化系部活動に関する事項】

- 1 合奏や合唱、集団での演技等は行わない。なお、いわゆる3密を避け、個人練習、少人数の活動や必要に応じて屋外での練習を取り入れるなど、工夫をする。
- 2 「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」は避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにするなど、活動の隊形についても工夫をする。
- 3 屋外や屋内の換気の良い環境であっても、演劇やダンス練習時等での、至近距離（およそ2メートル以内）での発声や激しい動きが伴う活動は避ける。
- 4 楽器や小道具等の使い回しは避けること。やむを得ず使用するときは、使用前に消毒を行うとともに、使用の前後で必ず手洗いをを行う。
- 5 複数の生徒が触れる可能性があるもの（ピアノの鍵盤、楽器等）は部活動中もこまめに消毒する。
- 6 調理等を伴う活動では、近距離や向かい合わせになることを避け、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理及び前後の手洗いを徹底する。